

日本醸造協会賞授賞規程

公益財団法人日本醸造協会（以下「本会」という。）に日本醸造協会技術賞（以下「技術賞」という。）を設け、この賞の授賞規程を次の通り定める。

第1条 技術賞は、醸造に関する技術的進歩に貢献した者に授与する。

第2条 技術賞の受賞候補者は、原則として本会会員、日本醸造学会員または授賞選考委員から推薦された者とする。

第3条 技術賞の授賞は毎年1回行う。

第4条 技術賞の選考は、授賞選考委員会（以下「委員会」という。）において行う。

2 委員会は15名以内の委員をもって構成し、会長がその都度、当該専門知識を有する学識経験者に委嘱する。

3 委員会の長（以下「委員長」という。）は、委員の互選により選出する。

4 委員会は、次の基準に従って受賞候補者を選び、授賞の順位を附して会長に答申する。

5 技術賞は、原則として過去3年以内に日本醸造協会誌に発表された論文中より、該当するものを選考する。

6 委員会は、委員以外の者の専門的意見を求めることができる。

第5条 授賞は、技術賞4件以内とする。

第6条 会長は委員会の答申を尊重して受賞者を決定し、会誌及びホームページに掲載して公表する。

2 委員会において受賞に該当する者がないと答申された場合には、授賞を行わない。

第7条 受賞者には、賞状、賞牌および副賞を贈る。

第8条 技術賞に要する費用は、本会の経費をもってあてる。

附 則

1 この規程は、昭和53年4月1日から実施する。

2 平成20年4月21日 一部改正。

3 平成28年3月15日 一部改正。